

CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2022 SEP (Vol.64)

CONTENTS

海外拠点ニュース シンガポールでのテストマーケティング、販路拡大	2
株式会社中国銀行 シンガポール駐在員事務所	
新興国ニュース 第64回海外最新ビジネス情報	5
株式会社東京コンサルティングファーム	
【外貨建てオフショアローン規制の実務的対応】 <インドネシア>	10
PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ) 米国公認会計士 加藤 豪氏	
タイ法令の最新情報	12
Asia Alliance Partner Co., Ltd. (AAP) (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
2022年度予算に絡む税制改正<マレーシア>	14
Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
Managing Director 日本国公認会計士 加藤 芳之氏	
ベトナムの2022年度の付加価値税・法人税の納付期限延長及びVAT減税に対する インボイス発行時の規定の変更	16
CaN International 国際会計事務所 (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー) ディレクター 山岡 靖氏	
COVID-19 関連 香港入境にあたっての最新情報 (2022年7月末時点) <香港>	18
香港マイツビジネスコンサルティング 米国公認会計士 宮本 一氏	
中国のビザ政策の転換による大幅緩和	21
株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏	



- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

海外拠点ニュース

シンガポールでのテストマーケティング、販路拡大

株式会社中国銀行

シンガポール駐在員事務所

2022年2月号「シンガポールでの日本製品の現状」では、シンガポールの日本製品の現状をお伝えしたうえで、まとめとして弊行がシンガポールの専門家と提携しているテストマーケティング専用店舗の紹介をさせていただきました。

今回は、そのテストマーケティング専用店舗の内容をもう少し具体的にご説明し、加えて弊行が紹介可能な現地の飲食店とスーパーについてお伝え致します。

1. テストマーケティング専用店舗の概要

テストマーケティング専用店舗は、日本企業の海外進出をより身近なものにする目的で創業されました。実店舗だけではなく、ライブコマースにも力をいれており、中華系・マレー系など様々なインフルエンサーと連携をしています。

営業時間は午前11時から午後9時まで、広さは約57㎡ですが、陳列可能商品数は300商品となっており、一日通行量は平均3~4万人程度となっています。

仕組みとしては、日本人バイリンガルコンサルタントが担当に付き、シンガポール進出をサポート、販売ライセンスの調査・登録や物流代行を行

います。実店舗を起点にしてのマーケティング・フィードバックや、実店舗等での売上を一括管理し出店企業の日本口座へ送金する決済ソリューションを提供しています。

2. テストマーケティング専用店舗の立地

テストマーケティング専用店舗は、フナンモールというショッピングモールの中にあります。このモールは、過去には日本の秋葉原にある家電量販店が入る建物という位置づけでしたが、リノベーションにより現在では若者でにぎわうショッピングモールとなっています。

テストマーケティング専用店舗は2階にあり、エスカレーター上り口すぐという立地良好な場所に店舗を構えています。

現在は緩和されていますが、シンガポールでは、コロナによる活動制限の影響から自転車が流行しています。このモールの1階には自転車販売店舗や自転車専用レーンが整備されており、モール内を自転車で走行できます。

ゲームも人気で、eスポーツの世界大会が開催されるなど政府も積極的に支援をしています。過去のなごりもあり、ゲーム用パソコン専門店やゲーム用周辺機器専門店、VRゲームの体験スペースなどがあります。

自転車やゲームに親和性の高い商品（例えば、手袋、防水リュック、マスクなど）のテストマーケティングを行うことも一考かもしれません。



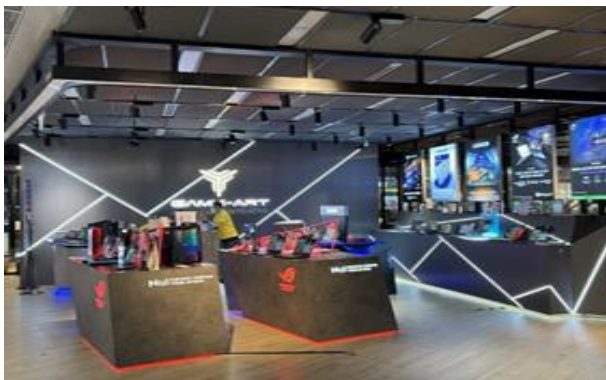
※テストマーケティング専用店舗運営会社資料抜粋



フナンモール外観



ゲーム



自転車



3. 紹介可能な現地飲食店、スーパー

弊行では、お客さまの海外進出支援に力を入れており、海外拠点はお客さまの販路拡大の協力をいただける現地企業を探索しています。本誌では、協力をいただける現地企業2社を紹介します。

1 社目は、弊行と永年の深耕がある方が経営している飲食店「At Twenty」です。観光地でも有名なシンガポールリバー沿いにあるボート・キーというエリアの一角にあります。隠れ家的な外観に特徴があります。店舗内では壁面を利用して、食材等を提供している企業の沿革や製造工程などのストーリーを展開し、プロジェクターにて商品の特徴や魅力を伝える動画を投影するなどの工夫をこらしています。ローカルを含めた金融機関従事者が多く訪れています。

【At Twenty】



2 社目は、日本食材を取扱う現地スーパー「J マート」です。シンガポール内では郊外に3店舗を展開しています。お米や調味料をはじめとして、お菓子、お酒、麺類、冷凍食品など、日本の食材はなんでも揃っています。日本の新鮮な野菜や果物の直送販売も行っています。グループ企業に卸売会社を有しており、消費者向けのみではなく企業向けの商材も対応可能です。商品を納入する場合には、弊行のお客さまは当社の日本の提携商社との取引となることから、商品は日本渡し、円決済となります。

【J マート】



4. まとめ

弊行では、お客さまのトップライン向上に資するソリューションとして、テストマーケティングや販路紹介などの提携先を増やしています。

海外進出を行う際には、最終的には海外拠点を作ることを検討されると思いますが、まずは市場調査や販売を行うことから段階を経ることも必要です。今回は食を中心とした事例を紹介しましたが、食以外の提携先もありますので、海外進出を検討されている場合は弊行へのご相談をお願い致します。全力でサポートさせていただきます。

以上

シンガポール駐在員事務所

所在地：

16 Collyer Quay, #23-03 ,

Singapore 049318

TEL： +65-6536-7757

FAX： +65-6536-7767

新興国ニュース

第64回

海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はバングラデシュ・フィリピン・カンボジアの最新情報をお届けいたします。

ぜひご一読ください。

～バングラデシュ～【アライバルビザ発給再開について】

バングラデシュでは新型コロナウイルス感染症の流行によって、出入国時の手続きに混乱が生じる可能性がある為にアライバルビザの発給が一時停止となっていました。

しかし新型コロナウイルス感染者数も落ち着き、外務省でもバングラデシュへの渡航レベルが1(チッタゴンでは渡航レベル2)まで引き下げられた為、2022年5月20日(金)から発給が再開されました。

ビジネス・投資・観光目的に適用され、30日間有効です。

●記載する内容●

- 1, 名前
- 2, 性別(男性または女性)
- 3, 生年月日
- 4, 国籍
- 5, パスポート番号
- 6, パスポートの有効期限
- 7, フライト番号
- 8, 渡航日
- 9, バングラデシュ滞在予定期間
 - a. 渡航目的
 - b. バングラデシュの住所
 - c. バングラデシュで使用する電話アドレス
 - d. メールアドレス



※写真はアライバルビザの申請デスクです。

【駐日バングラデシュ大使館のビザ発給について】

駐日バングラデシュ大使館では、2022年6月6日(月)から7月1日(金)まで、サーバーのシステムエラーの為、新規ビザの発給を一時停止していました。

大使館は、新規ビザ取得を希望する方に対して、5月に発給再開されたアライバルビザで対応してもらうように促していました。

このシステムエラーの影響で、現地では新規ビザ取得やそれに伴うワークパミット取得やワークパミット更新手続きが困難となっていました。7月1日(金)に新規ビザの発給が再開の通達があり、現在では発給停止前と同様に手続きを進めることが可能となっています。

【発給停止の通達】

<http://bdembjp.mofa.gov.bd/notice/190/notice-on-temporary-suspension-of-visa-nvr-issuance-by-bangladesh-embassy-tokyo>

【発給再開の通達】

<http://bdembjp.mofa.gov.bd/notice/200/resumption-of-visa-service-in-bangladesh-embassy-tokyo>

～フィリピン～

【第12次ネガティブリスト】

2022年6月27日に the Official Gazette（フィリピンにおける「官報」、政府が法令を公表する機関のこと）にて、フィリピンの Rodrigo Duterte 前大統領が「第12次外国投資規制法」（通称、ネガティブリスト）に署名したと発表されました。第11次ネガティブリストが2018年10月であることから、実に約4年ぶりの更新となりました。施行されるのは、the Official Gazette が公表した2022年6月27日から15日後、即ち2022年7月11日からとされています。

※本稿は2022年7月10日に執筆しています。
2022年5月11日に大統領選挙があり、Ferdinand Romualdez Marcos Jr. 氏（通称、Bongbong Marcos）が当選し2022年6月30日に大統領に就任しました。

①フィリピンにおける「ネガティブリスト」の概要

フィリピン「ネガティブリスト」とは、冒頭でも触れました通り、外国資本が参入できる業種を規制した法（厳密には、「大統領における行政命令」に該当。）になります。こちらは、1991年に施行された「外国投資法案」を補足、及び規制業種の明確化の観点から策定されました。第1次ネガティブリストが1994年に策定されて以来、幾度と改正・更新を経て今日へと至りました。本法は文字通り、12回目の改正・更新となります。

枠組みとしては、List A と List B の2本立てとなっています。

List A :

イ. フィリピン共和国憲法、またはその他の法令によって規制される業種

ロ. 政府当局の判断、その他の法令により状況に応じて改訂可能

List B :

イ. 国防、治安、公序良俗、中小企業の保護の観点から、規制を設けられた業種
ロ. 通常2年1度の頻度で更新

ネガティブリストは、通例2年に1度の頻度で見直され、更新されます。しかしながら、2020年2月に世界的猛威を振った Covid-19（コロナウイルス）を発端として、フィリピンも例外なく官民間問わず影響を多大に受けたことから、今日まで更新がされなかったという事情がありました。

②第12次ネガティブリストによる主な変更点

主な変更点としましては、2022年1月に公表された「改正小売業自由化法」、2022年3月における「改正外国投資法」、「改正公共サービス法」の内容を反映されたという点です。

第11次ネガティブリストまで規制業種であった以下の業種が、外資100%でも参入できるようになりました。

イ. 小売業（ただし、最低払込資本金額25,000,000php 以上の企業）

ロ. 通信事業

ハ. 国内輸送業

ニ. 鉄道・地下鉄業

ホ. 航空輸送業

ヘ. DOST (The Department of Science and Technology、フィリピン科学技術省) が認める最先端技術開発を事業に携わり、フィリピン人従業員を15名以上雇用、且つ最低払込 資本金額100,000USD 以上の要件を満たす企業

※ロ～ホの業種に関しては、Export Enterprise

(輸出型企業) 以外に該当する場合、改正 会社法、その他の法令に則り最低払込資本金額は 200,000USD 以上となります。

③まとめ

第 11 次ネガティブリスト (2018 年) から、4 年の時を経て今回のネガティブリストは更新されました。日本をはじめとする諸外国の企業にとって、本リストは非常にフィリピンビジネスを前進させる内容であると考えられます。また Rodrigo Duterte 前大統領は、任期最後に自身の政策の終盤に「第 12 次ネガティブリスト」という花を飾りました。フィリピンは ASEAN 諸国の中でも経済発展という観点からは、立ち遅れていた印象でしたが、それを払拭するのに邁進したのも Rodrigo Duterte 前大統領でした。

<参考文献>

<https://neda.gov.ph/neda-welcomes-the-issuance-of-the-12th-regular-foreign-investment-negative-list/>

<https://www.portcalls.com/foreign-investment-negative-list-updated-reflects-shipping-air-transport-ownership-liberalization/>

～カンボジア～

【民間企業従業員向けの年金制度について】

カンボジアの労働・職業訓練省 (MLVT) は、『労働法の規定に基づく個人の社会保障年金に関する政令第 32/22 号』にて、民間企業の従業員向け年金制度を始動すると発表しました。同制度の開始の目途は 2022 年 10 月 01 日とされていて、今月から準備を進めると政府により発表されています。

国家社会保障基金 (NSSF) 登録している民間企業の従業員で、12 カ月以上にわたり保険料を支払

った正規従業員が支給対象となります。

同制度では、給料の 2 % に相当する金額を雇用主と当該従業員がそれぞれ負担し支払います。定年を迎えた 60 歳以上の NSSF 加入者で、12 か月以上保険料を支払っていることが支給対象になる条件となります。支給される額は月 20 万～120 万リエル (50 \$ ～300 \$) となっており、月 2 回に分けて銀行口座に振り込まれる予定となっています。なお、外国人従業員や非正規の従業員は支給対象になっていません。

本年金制度に関しては、不確定な部分も多いため、今後最新情報や政府による更新を注視したいところです。

【有形固定資産に対する付加価値税 (VAT) の実施】

2022 年 06 月 07 日、税務局 (GDT) は、2020 年 6 月 22 日に発行された Instruction No. 15301 の補足として、Instruction No. 12093 を発行し、以下の点を明確にしました。

納税者が(購入時に)VAT インプットの控除を請求したかどうかにかかわらず、再利用可能な資産またはスクラップとしての(納税者の事業で使用されなくなった)有形固定資産の売却は、税法及び関連条例に基づいて 10% の VAT 課税の対象となります。

取り壊された、損傷した、もしくは販売価値のない、使用されなくなった有形固定資産の処分は、その固定資産の処理の明確な証拠がある限り、10% の VAT の課税対象にはなりません。残存価値 200,000 リエル (約 50USD) 以上の固定資産は取り壊される少なくとも 10 営業日前に GDT に通知する必要があります。GDT はこの通知を受けてから 10 営業日以内に税務官を実地調査に割り当てます。

税法第 16 条で規定されている使用されなくなった有形固定資産の慈善寄付は売り上げとして

扱われないため、納税者が既に VAT インプットの控除を要求しており、以下に当てはまる場合には 10% の VAT および所得に対する課税の対象とはならないものとなります。

クラス 2（コンピュータ、コンピュータソフトウェア等）に分類される有形固定資産を 3 年以上に渡り事業に使用しており、その残存価値が 1,000,000 リエル（約 250USD）を超えていない場合。

クラス 3（事務機器、オフィス家具、自動車等）およびクラス 4（その他）に分類される有形固定資産で、5 年以上に渡って事業に使用されており、その残存価値が 2,000,000 リエル（約 500USD）を超えていない場合。

新規建設または購入済みのクラス 1（建物・構築物）に分類される有形固定資産で、VAT インプットの控除を請求しているが、まだ事業で使用されていないものについては、売却として扱われないため、10% の VAT の課税対象にはなりません。また、同様の有形固定資産が事業で使用され、その後 1 年未満で使用を停止した場合、企業（納税者）は、GDT に有形固定資産の使用を停止する適切な理由を通知することで 10% の VAT を支払う義務を免除されます。

「使用されなくなった有形固定資産」という用語は、維持、管理はされているものの、1 年後以降に何かしらの成果物を生み出すために、事業において使用されていない有形固定資産を指します。

【2023 年の最低賃金について】

カンボジアの労働・職業訓練省（MLVT）は 2022 年 6 月 23 日、縫製、衣類、履物、靴、旅行用品産業における 2023 年の法定最低賃金設定に向けて、政府、労働者、雇用者による 3 者協議を行うことを発表しました。3 者はそれぞれ 7 月中に内

部協議を行い、8 月には協議を開始すると見られており、その後の 9 月に行われる国家最低賃金委員会（NCMW）によって最低賃金が決定されます。最低賃金額は、労働法に基づいて、労働諮問委員会が政府に勧告する額によって決められています。10 月には最低賃金額が決定され、翌年 1 月から施行するという流れになっています。基本的に金額の決定はコンセンサス方式が採用されていますが、決まらない場合は、投票による過半数以上によって決められています。

2022 年のカンボジアの最低賃金は月 194USD と、2021 年から 2USD の引き上げが見られました。2022 年の協議では、労働者側が 204USD、雇用者側が 188USD をそれぞれ提案していて、前年と同額の 192USD で妥結した後、フン・セン首相が慣例に従って 2USD を上乗せしました。2023 年では、労働側から月 214USD を要求することも視野に入れていると、カンボジア労働組合連合（CLC）のアト・トーン代表は明らかにしました。また、同代表によると、2023 年は総選挙が行われるため、政治指導者は労働組合の要求の受け入れを余儀なくされる可能性があるとのこと。

以上、最後までお読みいただきありがとうございました。

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 27 か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合先： f-info@tokyoconsultinggroup.com

【外貨建てオフショアローン規制の実務的対応】

<インドネシア>

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

米国公認会計士

加藤 豪氏

【外貨建てオフショアローン規制の実務的対応】

2014年に外貨建てオフショアローンの規制が出てから、中小企業にとって実質的に外貨建てオフショアローンは不可になったと言っても過言ではないですが、実務的な対応としては下記の選択肢がございます。

1. 格付取得をする
2. 国際協力銀行の保証を付したローンを受ける
3. 既存の外貨建てオフショアローンの借り換え(Refinancing)を行う
4. IDR 建てローンにする

1. 格付取得をする

外貨建てオフショアローンを行う場合、原則としてBB-以上の格付取得が必要とされています。格付取得は、1件あたり数百万円以上のコストがかかり、2年ごとに更新が必要です。また、中小企業にとっては、BB-以上の格付取得はハードルが高く、困難な方法であると思われます。

2. 国際協力銀行の保証を付したローンを受ける

国際機関等が保証する外貨建てローンは、当該規制の対象外とされています。国際協力銀行が、外貨建てオフショアローンに保証を付す借入スキームを実施しているため、それを利用する方法があります。

3. 既存の外貨建てオフショアローンの借り換え(Refinancing)を行う

これは、当規制が出る前(2014年以前)に外貨建てローンを既に行っていて、残高が残っている場合に有効です。既存借入残高の5%または2百万米ドルまで借り換えによって増額が認められていることから、既存のローンを借り換えたことにして、実質的に外貨建てローンの追加が可能です。なお、借り換えは元の借入先と同じでなくても大丈夫です。

4. IDR 建てローンにする

IDR 建てであれば、規制にかからないことから、問題なく行えます。ただ、為替リスクなどの関係からUSD建てやJPY建てでローンを組みたいということがあるかと思います。この場合、一旦外貨で送金し、着金した日付のレートでIDRに換算、この換算後のIDRをもって契約書上の金額とする、という対応をされている会社もあります。返済の際は、契約書上のIDRを外貨に換算して送金することになります。

ただし、この場合、為替リスクは日本側が負うことになります。また、あくまで契約書上はIDR建てであることから、適正な金利は8~15%程度であることに留意が必要です。

特に、今年は円安が進んでいることから、オフショアローンに関してインドネシア側で多額の為替差益が発生してしまっており、営業利益が赤字にも関わらず課税所得が発生するケースがあります。外貨建て金銭債権・債務から発生する未実現為替差損益は、以下の通り、インドネシアでは区分に関わらず期末レートで換算し税務上認識する必要があるためです。そのため、ルピア建てローンも現実的な選択肢の1つとなっています。

<Income tax law 2008 Article 4>

I. “実現/未実現為替差益は、課税所得として計算する”

<同法 注記>

e. “為替差損益の換算及び税務上の認識は、現行のインドネシアの会計基準上で認められた方法により、継続的に行うものとする。”

日本のように、未実現為替差損益に関する税務上の区分の細則などは出されておらず、上記の条文がすべての外貨建て金銭債権・債務に適用されます。

為替リスクと金利及びカントリーリスクは密接な関係があります。円建だと利率を低く設定できる一方で、為替リスクを考慮する必要があります。今年は特にこの点が広く認知された年だと思います。

◆Bridge Noteのご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E. 3. 3
Jl. Mega Kuningan Lot 8. 6-8. 7 Jakarta Selatan
12950

Eメール：go-kato@bn-asia.com

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディーデリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に 150 社ほど導入いただいている「Bridge Note」は、入力が平易な多言語のクラウド会計システムです。会計業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入ができ、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下がります！

タイ法令の最新情報

Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (AAP)

(マイツグループ中国

・アジア進出支援機構メンバー)

今回は Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (AAP) より、タイ法令の最新情報をお届けいたします。

1. 電子申告・納税システム「e-Tax」の接続障害が生じた際の申告期限延長措置（納税者過失なし）

タイ政府は、2022 年 1 月 1 日以降、国税電子申告・納税システム「e-Tax」で税務申告した際に接続障害が発生した場合（納税者の過失なしに限る）、インターネットによる申告と納税期間をさらに 7 日間延長することを 2022 年 6 月 20 日に官報に公示しました。

※詳細は以下リンクよりご確認ください。（タイ語）

[Tax-EZ | ขยายเวลาการยื่นแบบฯ ผ่านอินเทอร์เน็ต กรณีเกิดขัดข้องจากระบบของสรรพากร ออกไปอีก 7 วัน](#)

2. 2022 年の土地建物税の支払い期間をさらに 3 か月延長

タイ政府は新型コロナウイルス感染症に対する経済対策として、2022 年の土地建物税の支払い期間の延長を 2022 年 6 月 24 日に官報に公示しました。

- ・課税額の査定通知書に基づく支払い期間を 3 か月延長して、2022 年 4 月から 2022 年 7 月に延長とする。

- ・分割払い期間を以下の通り延長する。

第 1 期：2022 年 4 月から 2022 年 7 月に延長とする。

第 2 期：2022 年 5 月から 2022 年 8 月に延長とする。

第 3 期：2022 年 6 月から 2022 年 9 月に延長とする。

※詳細は以下リンクよりご確認ください。（タイ語）

[Tax-EZ | ขยายเวลาชำระภาษีที่ดิน-สิ่งปลูกสร้าง ปี 2565 ไปอีก 3 เดือน](#)

3. データセンター事業者に対する VAT 免除

タイ政府はデータセンター事業への投資促進のため、データセンター事業者に対する VAT 免除を 2022 年 6 月 28 日に閣議決定しましたが、現時点（7/26）では官報に公示されていません。

以下のサービスを提供する場合、VAT を従来 7% の税率を免税とする。

- ・資格を持ち、歳入局長により指定された規則、手順、および条件を遵守しているデータセンター事業者であること。
（現在まだ詳細は公示されていません。）

- ・この法令の施行日から 5 年以内に、歳入局長に権利を行使するよう申請を行うこと。

※詳細は以下リンクよりご確認ください。（タイ語）

[Tax-EZ | ยกเว้น VAT ส่งเสริมการลงทุนใน Data Centre](#)

4. 新型コロナウイルス感染症の抗体検査キット (Antigen Test Kit) 購入費用の 150% の税控除

先般 (2022 年 6/7 月号)、お知らせ致しました新型コロナウイルス感染症の抗体検査キット (ATK) 購入費用の 150% を法人税の免税対象とする件ですが、2022 年 7 月 18 日に官報に公示されましたので、ご連絡致します。

ATK 購入対象期間：

2022 年 4 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日

条件：

- ① 社員または従業員への検査を対象に使用されること。
- ② 新型コロナウイルス感染症のセルフテスト形式の検査キットおよび試薬であること。
- ③ 詳細は、歳入局長が定めた規則、手続き方法、条件等に従う必要があります。(まだ公示されていません。)

※詳細は以下リンクよりご確認ください。(タイ語)

[Tax-EZ | จ่ายค่าชุดตรวจโควิด-19 \(ATK\) ยกเว้นภาษีเงินได้นิติบุคคลเพิ่ม 50% \(1 เม.ย. - 31 ธ.ค.65\)](#)

以上、ご確認の程宜しくお願い致します。

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

【所在地】

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok 10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>

2022年度予算に絡む税制改正 ＜マレーシア＞

Kato Business Advisory

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Managing Director

日本国公認会計士

加藤 芳之氏

＜ポイント＞

- ・ スマホ、コンピューター、タブレットの購入に対する特別控除の延長
- ・ 医療費控除の範囲の拡大

＜スマホ、コンピューター、タブレットの購入に対する特別控除（延長）＞

N子：加藤さん、今日も2022年度予算に絡む税制改正のお話ですね？

加藤：そうです。いよいよ本日から個人所得税に関する改正点について、お話をさせていただきます。

N子：宜しくお願い致します。

加藤：はい。まずは、スマホ、コンピューター、タブレットの購入に対する特別控除の延長について、説明させていただきます。

N子：はい。

加藤：現行、PENJANA と PERMAI の下、2020 年度と 2021 年度において、それぞれ最大 RM2,500 のスマホ、コンピューターおよびタブレットの購入に対する特別控除が与えられていたのですが、今回の税制改正で、当該特別控除をさらに 1 年間延長し、2022 年度にも適用されることになりました。

N子：携帯とか買うんだったら、今年がチャンスなんですね？

加藤：そうですね。もうすぐ新しい iPhone も出ますし、是非買って下さい。

N子：良いインセンティブですね。やはり、個人

所得税の話は、説明していて分かり易い、生活に直結するのが良いですね。

加藤：そうですね。いちおう条件として、納税者個人、配偶者または子供用であれば良いということです。

N子：自宅からのオンラインの仕事も増えてるというのが、理由なんですかね？

加藤：そうですね。あと、もともとこの控除とは別に、ライフスタイル控除（RM2,500）というのがある、本、新聞、雑誌、スポーツ用品等の他、同様にコンピュータ、スマホ、タブレットも対象として含まれているものがあるのですが、上述の特別控除はそれとは別枠の追加の控除になります。

N子：当然、ダブ取りはできないですね？

加藤：はい、それはダメですね。ライフスタイル控除を取ったものについては、この特別控除は取れません。

N子：良く分かりました。

＜医療費控除の範囲の拡大＞

加藤：次に、医療費控除の範囲拡大について、ご説明致します。

N子：はい。現行、納税者本人、配偶者、子供のための重篤な病気の医療費、および出産医療に対する所得控除額は RM8,000 です。また、この控除には、フルの健康診断費用として最大 RM1,000、予防接種費用（コロナ以外のインフル等も含む）として最大 RM1,000 が含まれます。

N子：はい。

加藤：この度、健康診断費用の範囲が広がり、コロナの検査やメンタルヘルスに関する健康診断やコンサル費用がカバーされることになりました（登録された精神科医に限る）。

N子：なるほど。適用年度は？

加藤：はい。コロナ検査は 2021 年度、メンタルヘルス関連は 2022 年度の発効となります。

N子：日本で支払った医療費も大丈夫ですか？

加藤：それ、たしか昔は大丈夫だったんですが、今は無理なんです。ですので、マレーシアン・メディカル・カウンスルに登録された医療機関が発行したレシートや証明が必要となります。

N子：なるほど。

<国内旅行費用に対する控除>

加藤：次に、国内旅行費用に対する控除です。もともと、2020年3月1日から2021年12月31日までの間に発生した国内旅行費用に対してRM1,000の特別控除が与えられていました。

N子：はい。

加藤：旅行費用として、宿泊費や、観光名所への入場料が対象だったのですが、今回の改正で新たに、地元の登録観光事業者から購入した観光パッケージも含まれる事になりました。

N子：なるほど。

加藤：更に今回の改正で、この控除を延長し、2022年1月1日から2022年12月31日までに発生した費用についても適用される事になりました。

N子：国内旅行もチャンスですね！ありがとうございました。

NNA 隔週記事（出所：NNA）

Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに1997年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し20年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020年に独立し、現在のKATO BUSINESS ADVISORYを設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9名（2020年11月時点）

【有資格者】6名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務DD対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

－お問い合わせ先－

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：+60-12-371-0369

ベトナムの 2022 年度の付加価値税・法人税の納付期限延長 及び VAT 減税に対するインボイス発行時の規定の変更 ＜ベトナム＞

CaN International 国際会計事務所（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）
ディレクター 山岡 靖氏

【2022 年度の付加価値税・法人税の納付期限延長へ】

政府は、2022 年 5 月 28 日付政令・第 34/2022/ND-CP 号を発行し、付加価値税及び法人税の納付期限延長を決定しました。延長を希望する場合、当政令の付録様式にて、2022 年 9 月 30 日までに申請を行う必要があります。延長は納付のみであり、申告日の延長はありません。

①対象となる業種・事業規模

対象業種は、農林水産業、食料品・縫製品・皮革品・木工品（家具を除く）・薬製品・紙製品・ゴム・プラスチック製品・非金属鉱物製品・金属製造、金属表面処理、電子製品・コンピューター・眼鏡・自動車・その他車両・家具製造、建設、出版、映画・テレビ番組制作、録音、飲料品製造、印刷・コピー、石炭、石油精製、化学品製造、オートバイ製造、機械・設備の修理・保守、廃水処理、運輸・倉庫業、宿泊業、ケータリングサービス、教育・訓練、健康・社会支援事業、不動産業、人材派遣業、旅行代理店、旅行促進・機関に関連する支援サービス、芸術創造、芸能活動、図書館・博物館・その他文化的事業、運動、レクリエーション、映画、ラジオ、テレビ、コンピュータープログラミング、コンサルティング、その他コンピューター関連事業、情報サービス等です。小企業・零細企業も対象となっており、農林水産業・建設業の場合、社会保険の年間平均加入者数が

100 名以下であり、且つ、売上 500 億ドン以下、若しくは、資本 200 億ドン以下のケースが該当します。貿易・サービス業の場合、社会保険の年間平均加入者数が 50 名以下であり、且つ、売上 1 千億ドン以下、若しくは、資本 500 億ドン以下のケースが該当します。

②対象税目

1) 付加価値税

i) 月次申告適用の場合

納付期日は翌月 20 日ですが、3 月～5 月分に関しては、納付期日は 6 ヶ月延長され、6 月分は 5 ヶ月、7 月分は 4 ヶ月、8 月分は 3 ヶ月延長されます。

ii) 四半期申告適用の場合

納付期日は翌月末日ですが、第 1 四半期の納付期日は 6 ヶ月延長され、第 2 四半期の納付期日は、5 ヶ月延長されます。

2) 法人税

予定納付の期日は四半期翌月の 30 日ですが、第 1 四半期及、第 2 四半期の期日は 3 ヶ月延長されます。

【VAT 減税に対するインボイス発行時の規定が変更へ】

2022 年 2 月 1 日から 12 月 31 日までの期間においては、10%税率が適用されている商品・サービスは、原則として 2 %の減税対象となり、8%税率が適用されています。インボイス発行に際しては、減税対象サービスと減税対象外サービスを分けて発行することが求められてきましたが、その規定は 2022 年 6 月 20 に失効しました（政令・第 41/2022/ND-CP 号）。

2022 年 2 月から現在まで、インボイスを分けず、同じインボイスに複数の税率を記載して発行していた場合、インボイス修正の必要は無く、VAT

控除可能な有効なインボイスと看做されます。



CaN International Group

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

URL : <http://www.caninternational.co/>

問合先: info@caninternational.co

【ベトナムオフィス】

所在地 : 31F, Saigon Trade Center, 37 Ton Duc Thang St., Dist.1, HCMC

TEL : +84 28-3910-7424

【東京オフィス】

所在地 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町
1-9-2 第一稲村ビル 7 階

TEL : 03-6661-1163

CaN International は、クロスボーダーの経営課題を解決する国際会計事務所です。

現在、東京、シンガポール、中国、香港、タイ、ベトナムに自社拠点を有し、その他の国では提携先と協力しながら、日系企業の海外進出、クロスボーダーM&A、国際税務、現地での各種支援サービスをワンストップで提供しています。

<COVID-19 関連 香港入境にあたっての最新情報 (2022 年 7 月末時点) > <香港>

香港マイツビジネスコンサルティング

米国公認会計士 宮本 一氏

香港政府の最新規定によると、香港居民が入境する際は新型コロナウイルスワクチンを完全接種であること、フライト前 48 時間以内に PCR 検査の陰性証明を取得していること、また強制隔離のため指定ホテルに 7 泊以上の宿泊予約をしていることが求められます。

香港居民とは香港 ID を所持している者、有効な長期滞在ビザを所持している者を指します。観光客や出張者は含まれません。そしてワクチンの完全接種者とは、香港政府が認めたメーカーのワクチンを定められた回数で接種済みで、最終接種日から 14 日間が経過している者のことです。認定ワクチンのリストは下記サイトにあります。

https://www.coronavirus.gov.hk/pdf/list_of_recognised_covid19_vaccines.pdf

<指定ホテルでの強制隔離について>

7 月末現在、香港へ入境後の指定ホテルでの強制隔離期間は 7 日間ですが、7 月 25 日の報道によると香港政府はこの強制隔離期間を短縮する方向で以下の 2 案を検討しています。

- 1) 強制隔離期間を 5 日間に短縮し、その後 2 日間は「安心出行」の識別コードを黄色にする。
- 2) 強制隔離期間を 4 日間に短縮し、その後 3 日間は「安心出行」の識別コードを黄色にする。

新型コロナウイルスの追跡アプリ「安心出行/Leave Home Safe」の色分けによると、黄色は指定ホテルで強制隔離をしている人や、感染リスクがある人が対象となっています。黄色の識別コードが出ている間は、マスクを外すことが可能な場所への立ち入りができません。そのため 2 案とも入境者に対して市中でも一定の行動制限が可能となります。どちらの案となるかは 1-2 週間以内には決定されるようです。

※8 月 12 日より強制隔離日数 3 日＋外出可能な経過観察 4 日間へ変更となっております。

<隔離ホテルの予約方法、予約状況など>

強制隔離の指定ホテルについては、香港政府の公式 HP で随時リストが更新されています。

<https://www.coronavirus.gov.hk/eng/designated-hotel-list.html>

現在公開されている 8 月 1 日～10 月 31 日の第 8 サイクルの隔離ホテルリストには、62 軒のホテルが記載されており客室数はおおよそ 2.3 万室に相当します。隔離ホテルは通常 1 泊 3 食付きで、隔離目的以外の宿泊客はいません。基本的には各ホテルの公式 HP 上で直接宿泊予約することになりますが、ホテルによっては日本語対応していないところもあります。全てのホテルではありませんが、一部は旅行会社を通じて予約することも可能で、旅行会社を通じると若干の宿泊料金の割引も受けられます。

隔離ホテルの最新の予約状況については、下記の HP から確認することができます。希望のホテル名を下部から選択し、日程を入力すると空室状況が表示されます。早くも 8 月と 9 月はすでに空

室残りわずかとなっているホテルも多く、10月はまだ余裕があるようです。

<https://www.coronavirus.gov.hk/eng/designated-hotel-booking-status.html>

日本などから香港行きの飛行機に乗る際は隔離ホテルの予約票の提示が求められますので、航空券の予約と同時に隔離ホテルの予約も入れるようにしましょう。

<航空運賃の値上げ>

7月11日よりトラムの乗車料金が値上げされ、17日からはタクシーの初乗り運賃が値上げされました。今回の値上げは原油価格の高騰と働き手の確保が背景にあると言います。コロナ禍による減便で航空券が高くなったことに加え、原油価格の高騰などにより国際線の航空運賃には燃油代/燃料サーチャージが上乗せされていますが、8月～9月出発の発券分はさらに大幅に引き上げられる見込みです。

例えば成田～香港往復を例に挙げますと、7月末現在の8月の料金は往復で127,580円です。

ANA NH811 成田 18:25→香港 22:15
エコノミー最安 45,560円
ANA NH812 香港 09:30→成田 15:10
エコノミー最安 82,020円
合計 127,580円

<内訳>

運賃 96,500円
日本：税金・料金等詳細、
旅客保安サービス料 530円
日本：旅客サービス施設使用料 2,130円
日本：国際観光旅客税 1,000円
香港：空港建設費：1,570円
香港：出国税 2,090円

香港：空港保安サービス料 960円
燃油特別付加運賃 22,800円

全体のおよそ17.8%を燃油料が占めていることになります。

香港のLCCである香港エクスプレス（HK Express）も、現在の東京～香港間のフライトに加え、8月4日から福岡～香港間、8月14日から大阪～香港間のフライトをいずれも週1回のペースで再開します。同じくHK Expressでも8月の料金を試算してみましょう。

HK Express U0807 成田 16:40→香港 20:35
最安 35,550円
HK Express U0806 香港 10:10→成田 15:40
最安 58,050円
合計 93,600円

<内訳>

運賃 72,080円
日本：税金・料金等詳細、
旅客保安サービス料 530円
日本：旅客サービス施設使用料 2,130円

日本：国際観光旅客税 1,000円
香港：空港建設費 1,650円
香港：出国税 2,200円
香港：旅客保安サービス料 1,010円
燃油特別付加運賃 13,000円

こちらも全体のおよそ13.8%を燃油料が占めていることになります。

最後に、香港入境にあたっての特徴の一つにデジタル化があります。ほぼスマホ一つで手続きが行えるという点で、いかに効率よくスマートに処理するかという香港人ならではの姿勢が見える

気がします。香港政府は新たに7月28日より香港入境者に対し、入境の3日前よりオンラインで電子健康申告を行い、飛行機の搭乗前にQRコードを提示することを義務づけると発表しました。電子健康申告は下記のサイトから行えます。

<https://www.chp.gov.hk/hdf/>

これにより空港での待ち時間が短縮されることが期待できます。今後はそのQRコードにワクチン接種証明書、隔離ホテルの予約票などもアップロードできるようになる計画があり、ますます待ち時間の短縮へ繋がりそうです。

ご不明点があれば、弊社までお気軽にお問い合わせください。専門家が対応させていただきます。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能。

－お問い合わせ先－

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : cs@myts.com.hk

URL : <http://www.myts.co.jp>

中国のビザ政策の転換による大幅緩和 ～ビザ取得のハードルだった政府機関発給の 招聘状 PU が不要になると共に、入国時の隔離 期間が大幅に短縮。但し今後の状況を要注視～

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

これまで中国の厳格な水際対策により、省レベルの政府機関による招聘状（PU）の発給を含むビザ取得の難易度の高さや、時には約1か月にも及んだ中国への入国時の隔離期間もあり、特に出張者には中国渡航のハードルは高いと言えました。しかし、昨今の経済状況ⁱや各国の投資姿勢の変化ⁱⁱ等を背景に、本年6月以降、ビザ政策と水際対策共に、大幅な緩和策が採られています。

この為、出張者を始めとした日中間の往来の増加が期待され、本稿では直近のビザと入国時の隔離政策、本政策の留意事項等を説明します。（本稿は7月20日時点の情報に基づきます。最新情報を常にご確認ください。）

1. ビザ政策

2020年6月以降、Zビザ（就業ビザ）やSビザ（帯同家族ビザ）、更にMビザ（出張ビザ）の発給の前段階として、中国にて省レベルの外事弁公室或いは商務庁が発給する「招聘状」（以下“招聘状（PU）”と表記）の取得が要求されていましたⁱⁱⁱ。招聘状（PU）の発給は新型コロナウイルスの感染状況により調整弁的に用いられ、時々によりその発給

量にも差異が見受けられましたが、直近は感染拡大状況から殆ど発給されず、特にMビザ等の取得は極めて難易度の高いものとなっていました。

しかし、上述のマクロ経済情勢や各国の投資姿勢等を鑑み、本年6月以降は順次緩和され、現在、中国全土にて、以下の通り、ZビザとSビザ、続いてMビザも上記の政府機関により発給される招聘状（PU）が不要となりました。

- ZビザとSビザ：2022年6月17日より、招聘状（PU）が（要求資料から無くなり）不要に

URL：[外国人赴华签证办证须知（2022年6月17日更新）-通知（visaforchina.org）](https://visaforchina.org/)

（日本語版には掲載無し）

- Mビザ：2022年7月1日より、招聘状（PU）が

（同上）不要に

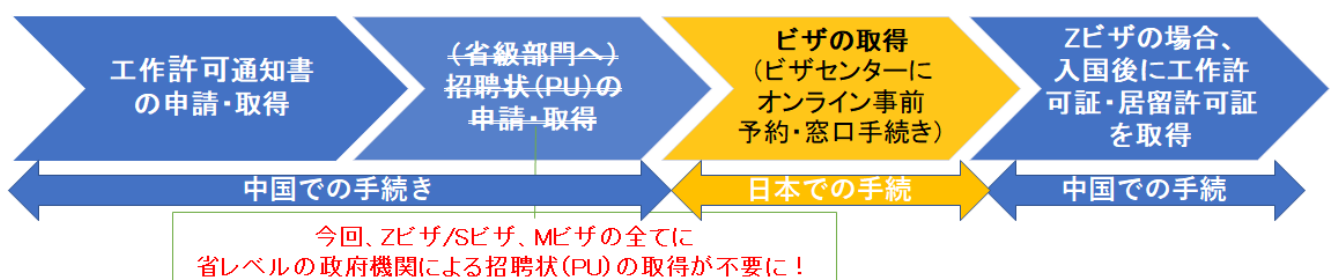
URL：[中国ビザ申請についてのお知らせ（2022年7月1日更新） - 中華人民共和国駐日本国大使館（china-embassy.gov.cn）](https://china-embassy.gov.cn/)

これにより現在、新型コロナウイルス発生前と同様の、下表1のフローにて、ビザ取得の審査・発給が可能となるなど、大幅に緩和されています。

（但し、従前の日本国籍者等に対する短期ビザ免除措置は現在も認められず、現在は滞在日数に関わらず、何らかの種別のビザ取得が必要です^{iv}。）

本緩和政策により出張者の中国渡航のハードルが下がり、一時停止中のプロジェクトの再開等も期待されます。

【下表1】ビザ取得手続きのフロー



一例として、新規設立のケースでは法定代表者の認証（本人確認）をリモートでは代替不可とする地域では、ビザ発給の難易度に加えて、下述の入国時の隔離期間がネックとなり、当該プロジェクトを延期する例も複数見受けられました。また、経営管理や内部統制の観点から求められる現地法人の訪問や内部監査ができない等の弊害が生じていましたが、これらの再開なども検討に値すると考えられます。

2. 中国の水際対策（入国規制）

日本での水際対策の大幅な緩和^vとは対照的に、中国では厳格な水際対策が敷かれていました。例えばMビザの発給を受けられるとしても、中国への入国時、また他地域への移動時も併せて1か月超にも亘る隔離期間もあり得た為、これらを考慮して中国出張を選択できず、各種の弊害が生じていたのは、前述の通りです。

この点について、6月28日付け「新型コロナウイルス予防政策（第九版）の通知」^{vi}が公表されました。同通知は、海外からの入国者の隔離期間10日を含む“7+3”措置が示されています。

この“7+3”措置とは、政府の“7日間の集中隔离医学观察+3日間の自宅健康観察”、すなわち、駐在員や出張者の入国時には、指定施設（指定ホテル）での7日間隔離+自宅（や出張時の滞在ホテル）での隔離3日を待機期間とし、隔離期間が大幅に短縮されています。

現在、ロックダウン解除後、約2か月を経たばかりの上海や、6月に都市中心部にクラスターが発生した北京市^{vii}でも、上述の10日間の隔離となっています。

通信行程カードのアスタリスク（“*”）表示の即日廃止：

更に、6月29日には工業情報部より“通信行程カード（実際は携帯APP）のアスタリスク（*）表示の取消^{viii}”が公布されました。この通信行程カードとは、通信履歴から行動地域を特定するものであり、もし（通信/行動履歴による）滞在地が中・高リスク地域に該当すればアスタリスクが表示されました。これまでは同一都市内の一部にでも当該リスク地域が含まれれば都市全域にアスタリスクが表示された為、滞在地域自体は中・高リスク地域ではなくとも、同表示により、行動制限対象と看做されるとの問題が見受けられました。

しかし、感染抑制対策の効率化や外出時の利便性を勘案し、公布日に即日廃止されています。

3. 留意事項

最大の留意事項は、言うまでもなく、新型コロナウイルスの感染状況の拡大次第では、再び厳格な入国規制や移動制限が課される可能性にあります。日本では既に第7波が到来しましたが、中国でも足元は、同様に再拡大傾向にあります。また、出張先での感染者の発生など、不確定性には十分に留意する必要があります。

更に、入国後には上記の通信行程カードに加えて、健康コード（携帯APP）に緑色（陰性）が表示されず外出できない^{viii}、また外出先で同コードが変化し一步も出られない等の事例も見受けられました。この為、複数拠点を移動する場合、各省・直轄地の健康コードを事前ダウンロード・入力し、入力項目に不明点があれば滞在予定先に事前確認し、また不要不急の外出はしない等の慎重な対応が求められます。

一方で、ゼロコロナ政策の解除時期は予測不能であり、今回の各種水際対策の緩和策を受けた比較的緩やかな時期の訪中も一案です。但し、あくまでも最新情報の入手に留意しつつ、慎重な行動が求められます。

本資料の著作権は弊社に属し、
その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。

ⁱ一例は4月の中国工業生産は上海ロックダウンの影響等もあり、前年同月比-2.9%を記録。詳細は下記URLを参照のこと。

URL: [Industrial Production Operation in June 2022](http://stats.gov.cn/Industrial-Production-Operation-in-June-2022)
(stats.gov.cn)

ⁱⁱ在中国欧州連合（EU）商工会議所のレポートでは会員企業の23%が中国市場からの撤退や投資計画の見直しを検討、在中国米国商工会議所の調査でも会員企業の52%が既に対中投資の減少や延期、と各HPに掲載している。

ⁱⁱⁱ過去の経緯はJPマイツ通信を含む、ニューズレターを参照のこと。URL: [ニューズレターアーカイブ | 株式会社マイツ](http://myts.co.jp/newsletter/)
(myts.co.jp)

^{iv}新型コロナウイルス発生前には日本国籍者等に対する短期ビザ免除措置があり、同措置の要件に該当すれば、滞在15日以内の商用等を目的とする中国渡航にはビザ不要とされた。

^v詳細は、下記URLを始めとする、外務省等のHPを参照のこと。
URL: [新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について | 外務省](http://www.mofa.go.jp/press/2020/04/20200427_01.html) (mofa.go.jp)

^{vi}原文は右記URLの通り。URL: [国家卫生健康委员会](http://www.gov.cn/jingji/202004/20200427_01.html) (www.gov.cn)

^{vii}プレスカンファレンスの概要は右記URLの通り。URL: [市政
府新闻发布会_视频北京-首都之窗](http://www.beijing.gov.cn/jingji/202004/20200427_01.html) (bei.jing.gov.cn)

^{viii}滞在先のホテルから社区への申請が漏れ、緑字が表示されないケース等も過去にあり、くれぐれも事前確認、準備を願いたい。

マイツグループ

日本国内に3拠点(東京、大阪、京都)、中国全土に10拠点(上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港)を展開しており、現地スタッフ350名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】: <http://www.myts.co.jp>

【TEL】03-6261-5323 / 【FAX】03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原（しのはら）Email: yshinoha@myts.co.jp

本資料の著作権は弊社に属し、
その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。